

文に縦位の条線文を施す点では信州的な様相と思われるが、無文地の口縁部に沈線文を施し、また隆帯による懸垂文に剣先状の単位を持つものが看取され、越後的な系統と考えたい。また懸垂文間を横位に繋ぐ○状などの沈線文は連弧文の要素と考えられ、多様な属性を含む土器といえる。遺構外6区No28は、波状口縁の樽形深鉢で、2条単位の隆帯による区画内に沿って刻みや交互刺突を施す文様を持ち、編年的には唐草文系土器のII期に相当し、松本盆地周辺に分布する土器に近い様相のものと思われる。

さらにこの段階から、加曾利E式的な文様構成に沈線文の地文を持つものが見られ、遺構外5区No11などが代表的で、分類では3期II群2類1種としたものである。こうした加曾利E式と唐草文系土器との折衷的な様相の土器については、鱗状沈線文を特徴とする加曾利E III式併行期の「佐久系土器」、さらにはこの時期幅を広げて包括する「郷土式土器」の提唱がなされている。本遺跡で出土した土器は、「佐久系土器」や「郷土式土器」の問題に深く関わる資料といえよう。

III群とした加曾利E III式併行期では、前段階に比して出土量が増加し、加曾利E III式と唐草文系土器III期の土器が主体的に、これに曾利式系や新潟系などの土器が少量混在する様相を呈する。このうち、加曾利E III式は大まかに古・新の2段階に区分される様相にあり、唐草文系土器はこの古段階に併行すると考えられるものが主体的である。古段階において、主体となる両者の出土量を比較すると、加曾利E III式の土器がやや上回る状況ではあるが、総体的にはほぼ拮抗する状況と見て差し支えないように思う。しかし、新段階においては、加曾利E式が唐草文系土器を凌駕するような状況を呈する。

古段階に相当する代表的な土器として、加曾利E III式では5-8号住居跡No1、5-211号土坑No1、6-2号住居跡No1、唐草文系土器III期では4-1号住居跡No1、5-8号住居跡4・6・17、5区埋設土器No1、5-175号土坑No1などがある。このうち、6-2号住居跡No1は2条単位のやや弧状を呈する横位隆帯と渦巻状・剣先状の突起で画される口縁部区画内に沈線を充填し、胴部には地文に繩文を施している。頭部に無文帯は持たないが、段階的には加曾利E II式末～E III式初頭に位置付けられると思われる。また5-8号住居跡No1は、縦軸を境に異なる繩文を施す特徴的な土器である。

4-1号住居跡No1や5区埋設土器No1は、前記した「佐久系土器」に該当するもので、加曾利E式的な文様構成に沈線文を地文とするものである。これに対し、5-8号住居跡No6や5-175号土坑No1は「樽形」の器形を呈し、口縁部には粗雑化した交互刺突を施す。前者は胴部を隆帯による懸垂文で縦区画する構成で、地文には縦位の沈線文を施し、隆帯間に繋ぐ横位沈線を施し、連弧文の要素を持つものと考えられる。後者は口縁部の紐状突起から2条単位の隆帯で大柄の渦巻状文を描出し、隆帯間の空白部に斜位の短沈線文を充填する。以上の要素を比較すると、5-175号土坑No1の方が古い様相と思われる。5-8号住居跡No4は、口縁部に隆帯による渦巻状の単位文を持ち、これから隆帯でU状の区画文を描出し、区画内に蛇行隆帯を垂下する。これについては、唐草文系土器の東信地方的なものと考えられる。この「東信地方的な唐草文系土器」という概念で捉えれば、本遺跡出土の唐草文系土器はこの範疇に含まれるもののが主体と考えられ、広義的な意味では「佐久系土器」や「郷土式土器」もこの概念で考えられよう。なお、該期の唐草文系土器では、文様を描出する隆帯が1条と2条単位のものがあり、これについては2条単位のものが古相と考えられる。

5-8号住居跡No17は、加曾利E式的な文様構成の胴部に横位の条線文を充填するもので、隆帯の貼付が粗雑である。加曾利E式的な文様構成で地文に条線文を持つものについては、破片であるが遺構外5区No75のように繩文施文後に縦位の条線文を施すものがあり、繩文と条線文が併存する様相が看取されたことから、今回の分類では加曾利E式に含めて考えている。但し、条線を横位に施すものは信州的な影響が強いと思われ、分類では加曾利E式と区分している。なお、5-8号住居跡については、No1が炉内の埋設土器で住居

跡の時期を示し、唐草文系土器の代表例としたこの他は覆土中から一括的に出土したものである。出土状況的には埋没過程において時間差の示されるものであるが、土器相から見れば若干の幅で比較的近い時期と考えたい。

新段階に相当する土器としては、5—7号住居跡No.1、6—5号住居跡No.1・2・4・6・13などが代表的である。これらは何れも加曾利E式で、口縁部の文様帯が退化する傾向にあり、胴部にはU状文や蕨手状の沈線を垂下する構成などが見られる。このうち、6—5号住居跡No.6は沈線で区画文を描出するもので、口縁部には稍円状の区画文を持つが、胴部の上半にはV状区画文、下半にはU状垂文で縦区画し、胴部が上下2带構成を呈する要素では後出すると考えて良いものであろう。

なお、前記したようにこの段階における唐草文系土器は不明確で、後出するIV群2類に分類した雨垂れ状沈線文を持つ破片の中には、該期まで上がるものがあろうか。

IV群とした加曾利E IV式併行期では、II群よりは出土量は多いが、III群よりは少ない傾向が看取される。代表的な土器としては、5—1号住居跡No.1、6—1号住居跡No.1、5—32号配石No.1、5—383号配石No.1などがある。このうち、6—1号住居跡No.1は、上下で対応する対向U状文間に懸垂するU状区画文を持ち、上半のU状文は上端が繋がり畳曲するような波状を呈して連続するもので、完全な上下2带構成とはいえない要素を含むものである。この土器は6—1号住居跡内において2基確認された埋設土器の1つで、残る1基が加曾利E III式の胴部懸垂文による土器であることからすると、加曾利E III式末～E IV式初頭に位置付けられるものであろうか。また、5—1号住居跡No.1は炉内の埋設土器で、対向U状文による胴部2带構成の土器であるが、この住居跡の埋設土器(5—1号住居跡No.2)については口縁部に横位隆帯が1条看取され、この下位の胴部には隆帯でU状の区画文を描出するものである。これについては、隆帯による区画文を持つNo.2が古相とも思われるが、出土状況的には両者を近接する時期と考えたい。

さらに5—32号配石No.1は、口縁部に把手を持ち、この下位に大柄の渦巻状と思われる磨り消し状の沈線文を施すもので、前記した対向U状文による2帶構成の土器よりも新しい段階と考えられる。

後期

分類では4期とした時期で、出土量的には前葉に相当する掘之内式併行期が圧倒的であり、これに次いで初頭に相当する称名寺式期、中葉前半に相当する加曾利B 1式・B 2式の土器群が認められ、中葉後半から後葉の土器は確認されておらず、本遺跡の画期を示すような状況にある。

I群とした称名寺I式併行期では、「関沢類型」を含めた称名寺I式の土器よりも、所謂「加曾利E式系」などとされる土器が目立つよう思われる。この段階の土器としては、5—1号住居跡No.21、5—18号住居跡No.1、5—123号土坑No.1、5—320号土坑No.1が代表的であるが、このうち5—1号住居跡No.1と5—18号住居跡No.1は破片である。

上記のうち、5—1号住居跡No.1と5—123号土坑No.1は称名寺I式と考えられ、沈線で鉢状や渦巻状などの区画文を描出するものであるが、後者は渦巻状文が下から巻き上がる構成を呈し、称名寺式には類例が少ないよう思われ、東北的な弥生中期の壺形土器の可能性も示唆されるものであり、検討を要する。

また、5—18号住居跡No.1や5—320号土坑No.1は、微隆帯で文様を描出するものである。5—320号土坑No.1は、口縁部に巡らす横位から懸垂して縦区画する構成で、区画内が跳文充填部と無文帯の構成をとるものである。こうした土器は、加曾利E IV式段階から称名寺式段階まで幅広く存在するものであり、該期に絡む土器については、破片ではその区分が難しい状況がある。従って、微隆帯の土器に限らず該期に絡む様相の土器について、特に分類で加曾利E IV式期(3期IV群1類)としたものの中には、該期まで下る可能性のも

のを含み、具体的には遺構外4区No93、5区No185～187、6区No153などが該当する。

さらに5-18号住居跡No1は、微隆帯のみで文様を描出し、地文が看取されず、微隆帯の結部に貼付文を施すものである。こうした様相や類似する土器としては、5-24号土坑No1が口縁部に横位隆帯を巡らすのみの深鉢であり、纏文の看取されるものではあるが5-131号土坑No1も同類と思われる。こうした土器も後段階まで継続するものと考えられ、特に微隆帯の結部に貼付文の看取されるものなどは称名寺II式段階まで下る可能性がある。

II群とした称名寺II式併行期では、総体的に少量ではあるが称名寺II式や「茂沢類型」などが認められ、また「圧痕隆帯文土器」とした土器群がある。これについては、中期後葉における「圧痕隆帯文土器」とは異なり、口縁部に押圧などによる刻みを持つ横位隆帯を巡らすのみのものである。代表的なものでは、5-9号土坑No1があり、また同様相ではあるが特徴的なものとして遺構外5区No340・341がある。5区No340は口端部が直角的に外反する形状を呈し、5区No341は円形の単位文から口縁に沿って波状に巡らすもので、その出自や系統性について検討をするものである。

また、浅鉢として分類した土器群があり、機能的には注口土器とすべきものであるが、注口部が不明確な破片を主体とするため、分類上では浅鉢として一括した。但し、これらの中には文様等から前段階まで上がると考えられるものを含み、区画に沿って刺突文を施す遺構外5区No350・351などは古い様相のものである。また、口縁部の内折が強く、縦位の条線文を地文とする遺構外6区No232・233は、同一個体で大木10式の系統と考えられる。

III群とした堀之内1式併行期では、口縁(口頭)部が括れて外反し、頭部以下の胴部に膨らみを持ち、さながら「金魚鉢」の器形を連想させる鉢形土器が目立つ。こうした特徴を呈する鉢形土器は、信州地方の地域色として捉えられるものであり、分類ではこれらを中心に「信州系の堀之内1式」とした。なお、厳密には口径と器高を考慮して「浅鉢」「鉢」「深鉢」などを区分すべきものであるが、破片資料を主体とするため不明確であり、本書では「鉢」として一括した。

「金魚鉢形」を呈する鉢は、胴部の文様から「溝巻状などの単位文を持つ構成のもの」と「懸垂・垂下する構成」のものに大別され、さらに地文の有無や区画文を描出す並行沈線の本数などで細別される。代表的な土器としては、5-46号住居跡No2、5-79A号土坑No1、5-85号土坑No1、5-243号土坑No1などがあり、5-46号住居跡No1が垂下する構成、この他は単位文を連結する構成のものである。また、「金魚鉢形」の口縁(口頭)部が欠落する様相の「椀形」を呈する鉢があり、5-12号住居跡No2、5-148号配石No1、遺構外5区No506などがある。これらの文様構成は、上記3点の「金魚鉢形」と同様に単位文を連結する構成である。このうち、5-148号配石No1は、3単位の波状口縁で内湾する器形を呈し、波状部には沈線で溝巻状の単位文を描出し、これを連結する三角形状の区画内にも垂下する渦巻状文を持つ。これについては、器形的な特徴などでは長野県域には類例が少ないようと思われ、具体的な検証に乏しいが北陸などの影響を受けているようにも見られないだろうか。この他、器形的には胴部下半に括れ部を持つ「鐘形」や、直線的に聞く「朝顔形」を呈する深鉢がある。特に「朝顔形」で特徴的な土器としては遺構外6区No286があり、口縁部に平位の突起を持ち、隆帯を懸垂及び横位に巡らす区画内に流線状ないし蛇行状に褶曲する並行沈線文を施すものである。

また、信州系とした土器の他には、三十稻葉式や南三十稻葉式の土器が認められる。三十稻葉式については、本群に一括したが、段階的には称名寺式まで上る可能性のものがあり、特に刺突の粗いものが古相、密に整然と施すものが新相と考えられる。南三十稻葉式では、5-326号土坑No1の深鉢が代表的である。口端

部が内折する形状で、胴部の括れ部下位に膨らみを持つ器形を呈する。波状口縁で、波状部には沈線で重渦巻状の単位文を描出し、口端部には矢羽状の刻みを横位に巡らす。この下位には2条単位の並行沈線で相対して組になる三角形状の区画文を横位に連続し、この文様帶は上下の2段構成をとる。また、多条単位の並行沈線で三角形状の区画文を描出する5-46号住居跡No1なども、南三十種葉式の範疇で考えて良いものであろうか。

この他、特徴的な土器としては、5-1号柱穴列No1があり、横位から懸垂する1条単位の沈線で胴部を区画し、区画内に△状の沈線文が看取される。一見関東的な土器とも考えられるが、不明確で検討を要する。また、関東的な堀之内1式として認められたものには、地文の繩文を切って並行沈線を垂下するものが認められ、信州的な鉢形土器の出土量と比較すると希薄な様相を呈する。

なお、前記した本群の土器を段階的に見ると、5-1号柱穴列No1、5-79A号土坑No1、5-148号配石No1、5-12号住居跡No2、5-243号土坑No1、5-85号土坑No1などが古段階、5-46号住居跡No1・2、遺構外6区No286、5-326号土坑No1などが新段階と捉えられる。

IV群とした堀之内2式併行期では、堀之内2式の「朝顔形」深鉢が主体となるが、前段階から継続する信州系の「金魚鉢形」などが見られ、また堀之内2式末期に併行する「石神類型」の深鉢や、沈線文を施す粗製的な深鉢などが認められる。

堀之内2式の代表的な土器には、5-122号配石No1、5-61号土坑No1、遺構外6区No390、5-161号土坑No1・2などがある。これらは何れも並行沈線で幾何学的な文様を描出するもので、5-122号配石No1は褶曲する曲線的な文様を描出し、5-61号土坑No1は三角形状、遺構外6区No390は菱形状や三角形状で区画内に沈線を充填し、5-161号土坑のNo1は横位に並列する楕円状、No2は斜行する菱形状の区画文を描出する。これらのうち、器形的には前3者が「鐘形」を呈し、本遺跡において「朝顔形」と比較すると少ないが、平野部の遺跡との対比では多い傾向と思われる。また、5-61号土坑No1の口縁は、台形状に高まる突起状部を持つ特徴的なものである。さらに文様的には、5-161号土坑のNo1は楕円状の区画文内に繩文を充填し、標準的な土器と比して繩文充填部と無文帯部が逆転していると思われ、No2の斜行菱形文も特徴的なものである。また、「朝顔形」の深鉢について、刻みを持つ横位隆帯を多条(3条以上)巡らすものが看取され、信州的な影響下にあるものと思われる。

「金魚鉢形」の土器では、5-13号住居跡No1、5-118号配石No1、6-7号配石No18、遺構外4区No171などが代表的である。このうち、5-13号住居跡No1は丈が高く、並行沈線で文様を描出し、V状を呈する三角形状の区画文内に渦巻状の単位文を持ち、地文には繩文を施す。この渦巻状単位文は、大渦巻の側部に小渦巻が付帯する構成のもので、石神的な文様と考えられる。また、この他の3点は扁平な浅鉢の器形を呈し、このうち6-7号配石No18は、内面口端下に入組三叉状ともいえる印刻文を持つ特徴的なものである。この土器は、器形や外面文様では該期と思われるが、このような印刻文を持つ土器の類例がないように思われる。この点において検討を要する不明確な要素を含むことから、分類上は4期Ⅳ群の「不明確土器」としている。

前記の土器よりも段階的に新しくなる「石神類型」の土器については、器形復原できる資料に乏しく殆どが破片である。代表的な土器としては、5-32号配石No10、5-51号配石No4、5-100号配石No1、5-30号土坑No3、遺構外5区No780などがある。これらは、クランク状や連鎖状などと表現される沈線文を持つものである。また、5-114号配石No1は、器形復原できた深鉢の大型資料で、口縁部に台形状を呈する小突起を持ち、横位施文の繩文部以下が無文となり、繩文部の上下に3条単位の並行沈線を横位に巡らして画する。この土器については、加曾利B式まで下る可能性も考えたが要素に乏しく、該期に併行するものと考え、系

統的には「石神類型」に相当するものと捉えたい。

さらに本遺跡では、「石神類型」に併行すると考えられる沈線文を施す深鉢が特徴的で、代表的なものには遺構外5区No805などがある。沈線文には、横位の連弧状を相対する曲線的なものや、三角形状の区画を横位に連続する様相のもの、斜位や斜格子状を呈するものなどが見られる。特に斜格子状などの沈線文については、加曾利B2式にも見られるものであるが、本遺跡において加曾利B2式以降の土器は稀少であり、口端部の形状からは堀之内2式併行と考えられるものである。このように捉えると、該期とされる沈線文の土器は類例に乏しく、本遺跡の特徴的な様相を示すことから、本書では「在地的な土器」として分類した。なお、この土器群については具体的な検証に乏しいが、「石神類型」の周縁に存在する粗製的な土器と考えられないだろうか。

V群とした加曾利B1式併行期、VI群とした加曾利B2式併行期の土器は、堀之内式と比較すると減少する傾向にあり、出土量的には加曾利B1式期が称名寺式期を僅かに下回り、加曾利B2式期は希薄な状況で、これに続く後期の土器は確認されていない。

加曾利B1式・加曾利B2式期とともに破片資料が殆どであるが、器形復原できた代表的な土器としては5-148号土坑No1があり、口縁部には側部に8字状文を施す3単位の突起を持ち、対弧状の区切り文を持つもので、加曾利B2式の古い段階と考えられる。

以上、本遺跡出土の中期から後期の土器について代表的なものを中心に概観した。現状において、本遺跡では中期後葉の加曾利EII式～EIII式古段階あたりから集落形成が始まり、後期初頭の称名寺式段階を挟んで前葉の堀之内式段階に盛期的な状況を迎へ、中葉の加曾利B1式段階からは減少していく様相と考えられる。こうした状況を示す本遺跡出土の土器については、加曾利EII式～EIII式併行期では「佐久系土器」や「郷土式土器」を含む唐草文系土器、堀之内1式併行期では鉢形土器など、信州系の土器が際立つ様相にあり、平野部における同時期の遺跡と比較して大きく異なる特徴を有している。本遺跡は、長野県境の鳥居峰に水源を発して東流する吾妻川の上流域に位置し、西や北へは分水嶺を挟んで長野や新潟方面、南や東へは大洞山系や吾妻渓谷を介して北関東の平野部などに通じ、複数の文化圏が交錯する地域である。今回報告する土器は、こうした様相を顕著に示す内容のものと考えられ、広域編年などを検証する上で好例といえよう。なお、本文中ではあるが、土器の分類にあたっては長野県立歴史館の綿田弘美氏、当事業団の谷藤保彦氏にご指導・ご助言等をいただき、記して感謝申し上げる次第である。しかし、両氏のご期待に添えるような内容には至っておらず、この責任は全て筆者にあることを明記しておく。

縄文時代の遺構について

本遺跡で確認された縄文時代の遺構は、住居跡・炉跡・埋設土器・柱穴列・列石・配石・土坑などである。以下、現状における各遺構の所見をまとめたい。

住居跡・炉跡・埋設土器

住居跡は32軒、炉跡は1基、埋設土器は2基確認されている。このうち5-11号住居跡は埋設土器、6-8号住居跡は炉跡のみが確認された状況であり、単独の遺構である可能性が強いように思われる。また4-1号・2号、及び4-3号・4号の住居跡は、同位置で上下重複する状況から、拡張などに関連する住居跡と考えられる。さらに6-1号炉跡と6-1号埋設土器、5区埋設土器と5-17号住居跡は各々近接する位置関係にあり、住居跡に関連する可能性が想定されたものである。

住居跡の形状等では、5-10号住居跡と6-3号住居跡が部分的にではあるが敷石の確認されたもので、

このうち5—10号住居跡は西半部のみが調査された状況であるが、柄鏡形を呈する張出部に敷石を持つものと考えられる。また、5—1号住居跡は南側壁部に対ビットを持ち、柄鏡形を呈する平面形状と考えられる。この点では、5—18号住居跡の南側に重複する位置にある5—247号土坑は対ビット状を呈する形状で、住居跡に伴う可能性が想定されたものである。さらに5—5号住居跡は南側で周溝が切れる状況が認められ、5—7号住居跡は南側壁部の内・外縁で埋設土器が検出されており、これらも柄鏡形を呈する可能性が想定される。

また遺構外出土土器に関連して、堀之内式期の出土量に対する当該期の住居跡が少ないようと思われる。これについては、調査区外に展開する可能性もあるが、現状における遺構外出土土器の割合からすれば、本報告書における調査において住居跡を見落とした可能性があるかもしれない。

柱穴列

柱穴列は2基確認されており、何れも5区台地部の東側に位置する。このうち、5—1号柱穴列は、弧状列石の単位とした5—433号・434号配石の東端に近接し、8基の柱穴が南北方向に縱長の亀甲形(6角形)に配されるものである。具体的には、長軸辺2間・短軸辺1間の長方形を呈する短軸辺上から張り出す柱穴があり、柱穴列の範囲に伴うような豊穴の掘り込みは確認されておらず、張り出す柱穴を棟持柱とする掘立柱建物跡と考えられる。また、弧状列石の東側に近接する占地状況が注目され、関連する可能性も含め非日常的な施設と想定される。時期は、各柱穴内から出土した土器の様相では堀之内1式併行期の大型片や加曾利B1式期の破片が認められ、新相の土器から判断すれば後期中葉前半と考えられる。

5—2号柱穴列は、5—1号柱穴列の東側で台地縁辺部に近接し、長軸辺2間・短軸辺1間の長方形を呈する配置で、掘立柱建物跡と考えられる。本遺構は、住居跡や陥穴などとの重複関係が認められるもので、特に陥穴との重複では5号柱穴と5—3号土坑、6号柱穴と5—4号土坑が直接的な切り合い関係にある。しかし、遺構確認時における平面的な切り合いは確認し得ず、このため単独的に土坑を調査する形となり、結果的には土坑の壁面において柱穴の存在を確認する経緯となってしまった。この状況を広義的に見れば本遺構が古いとも考えられるが、遺憾ながらセクション観察などによる明確な所見は得られていない。出土遺物も僅かなため時期を推定し得る資料に乏しいが、中期後葉と推定される5—5号住居跡を切る状況が確認され、これ以後の時期と見ることができる。また、掘立柱建物跡と考えられる点では非日常的な施設と想定され、様相的には5—1号柱穴列とほぼ同時期に存在したものと考えたいが、検討を要するため今後の調査による類例遺構の発見に期待したい。

列石・配石・土坑

列石は2基確認され、5区を中心とする台地部の北側に列石、南側に弧状列石が位置する。列石は、大型の疊を直線的に配する単位がまとまるもので、各単位を5—1号～5号列石としている。5—1号列石は西端部が北側へ屈曲する他は東西方向、5—2号列石はこの東側で軸を同じくして直線的に並び、この北側に5—4号列石が並行する。5—3号列石は、5—2号及び4号列石の東端を結ぶように南北方向へ並び、5—5号列石は5—3号及び4号列石の結部から北東側に離れて大型疊が集中する様相にある。こうした様相などから、北側の調査区外を含めた全体的な形状は方形状を呈する可能性が推測される。遺構の性格については、全容を把握するまでは不確定であるが、可能性としては等高線に沿う東西方向に疊が並ぶ状況などでは土止め等の造作に関するものや、列石周囲に位置する土坑(配石下部遺構)群との関連性などが推測され、現状では後者の要素が強いようと思われる。遺構の時期については、中期後葉と考えられる5—1号及び2号住居跡の上面に構築されている列石があり、周囲の土坑(配石下部遺構)群に堀之内1式併行期や堀之内2

式併行期のものが認められ、さらに遺構外出土でも当該期の土器が主体であることなどから、現状では後期前葉を盛期とするものと考えたい。

弧状列石は、面的な広がりを持つ配石の単位が帶状に並ぶもので、各単位を5-433号～437号としたが、このうち5-433号と434号は同じ単位の可能性がある。本遺構の特徴は、5-435号配石下で5-315号土坑、5-436号土坑下で5-340号土坑とした配石墓が確認され、両土坑とともに壁部を礫で開拓するものである。このうち5-315号土坑では蓋石状の大型疊、5-340号土坑では球状疊を方形に開む配石が伴い、両者ともに上部の配石遺構を構成する単位の1つとして認められている。また、弧状列石の内縁を主に墓坑と考えられる土坑群が位置し、こうした状況から下面の配石墓を中心として構成され、周囲の土坑群に関連する遺構の可能性が推測される。さらに弧状列石の東端は礫が切れる状況で、これに近接して前記した5-1号柱穴列が位置し、西(南)端は調査区外へ延びるような様相が看取され、調査区外を含めた全体的な形状は環状を呈する可能性が想定される。遺構の時期については、5-315号土坑の覆土中から加曾利B1式期の破片が出土し、遺構外も含めて環之内2式併行期から加曾利B1式期の土器が認められ、後期前葉～中葉を盛期とするものと考えたい。また、本遺構の周囲に加曾利B1式期の土器が比較的多く認められることからすると、前記した列石よりも新しい様相を呈するように思われるが、これについては今後の調査による遺構外出土土器等を含めた詳細な検証が必要となろう。

配石は256基が確認され、5区から6区にかけての台地部に分布している。形態的には、集謄的な様相のものを主体として列状・弧状・環状・U状(馬蹄状)などの単位が看取される。また、調査後の検討では配石とするには不明確なものが認められ、遺構としての配石の認定が今後の調査の課題となろう。今回の報告分における配石遺構は、単位を細かく見過ぎた感があり、特に自然的な要因による疊の集中を配石とした可能性のものがあるようと思われる。また、人為的な要因においても廃棄等の可能性が考えられ、疊の形質や遺物の分布等などによる配石遺構の詳細な分析が必要である。これについては、今回の反省であるとともに今後の調査の課題としたい。

土坑は484基が確認され、5区から6区にかけての台地部を中心に分布し、この縁辺部では散在するような様相を呈する。分布の主体となる台地部では、列石や配石の周囲を中心に土壤や柱穴と考えられるものなどが分布し、縁辺部では陥穴が主体的である。こうした土坑の分布に関して、5区台地部の5N-6グリッドや5M-14グリッドの周辺にはピット状の小土坑がまとまる様相が看取され、住居跡などの建物跡に相当する可能性が推測される。

土坑の種別としては、配石墓・土壤(墓坑)・貯藏穴・柱穴・陥穴などを考え、種別が不明確なものを土坑として一括した。しかし、こうした種別の判断において多くの問題点や課題等があり、今後の検討を要するものである。これらのうち、特に今回は科学分析にも関連して陥穴の年代観について述べたい。

陥穴については、前記のとおり台地の縁辺部を中心に分布するが、台地上にも展開するものが見られる。中には住居跡や柱穴列と重複するものがあり、5-3号及び4号土坑が5-2号柱穴列、5-182号土坑が5-8号住居跡、5-213号土坑が5-46号住居跡と重複する。このうち、5-182号土坑は中期後葉と考えられる住居跡を切る関係が認められ、覆土中からの出土土器の様相では後期前葉頃と考えられる。また、住居跡との重複を捉えれば、居住域に陥穴が展開する状況にあり、本遺跡の全体的な集落構造を考察する上の問題点となろう。

また、6区西側の傾斜面に位置する6-116号土坑は、覆土中に混入していた炭化物の年代が補正を加えた暦年代幅でAD665～775を示したものである。この土坑の調査時の所見としては、覆土や形状等から縄文時代

と考えられ、また年代測定と併せて行われたテフラ検出分析結果との比較所見においても、何らかの土壤汚染の可能性が示唆されている。この点において、少なくとも土坑の構築時期が7世紀後半～8世紀後半より以前ということの齟齬はないが、それが縄文時代まで遡るかが問題となろう。土坑の埋没過程を示す例としては、貯蔵穴と推定した6-105号土坑があり、年代測定では縄文時代の所産と考えられる結果が示されたが、テフラ分析では覆土の最上位に浅間C軽石(As-C: 4世紀前～中葉)が混入している可能性が示唆されている。また、こうした問題を含む陥穴は、平成12年度の八ツ場ダム関連の発掘調査においても確認されており、類例資料として注目される。現状において、こうした問題を含む陥穴の明確な判断は難しく、類例資料の蓄積を待って詳細な検討を行うべきものと思われる。

以上、本遺跡で検出された縄文時代の遺物・遺構について述べた。なお、今回報告した内容は本遺跡の一端を示すものであり、今後予定される調査の進展によっては、所見等の再検討が必要となるであろうことを追記して終わりとしたい。

引用・参考文献

- 百瀬忠幸他 1991 「吹付遺跡」「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書?」 長野県埋蔵文化財センター
桜井秀雄他 2000 「郷土遺跡」「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書19」 長野県埋蔵文化財センター
綿田弘美 1997 「縄文土器について」「南沢遺跡」御代田町教育委員会
富田孝彦 2000 「坪井遺跡II」 長野原町教育委員会
谷藤保彦・開根慎二編 1990 「縄文後期の諸問題」 縄文セミナーの会
谷藤保彦・開根慎二編 1996 「後期中葉の諸様相」 縄文セミナーの会
谷藤保彦・開根慎二編 1998 「中期中葉から後葉の諸様相」 縄文セミナーの会

発掘調査報告書抄録

ふりがな	ながのはらいっぽんまついせき(いち)
書名	長野原一本松遺跡(1)
副書名	八ツ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
卷次	第1集
シリーズ名	財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書
シリーズ番号	第278集
編著者名	諸田康成
編集機関	財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
所在地	〒377-8555 群馬県勢多郡北橘村大字下箱田784-2 TEL 0279(52)2511
発行年月日	西暦2002年3月25日

ふりがな 所収遺跡	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° °'	東経 ° °'	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ながのはら 長野原 いっぽんさつ 一本松	ぐんまけんあがつまさん 群馬県吾妻郡 ながのはらのむら 長野原 おとこはら 大字長野原 あおひらのむら 字一本松 じほんざう 地内	10424 00384	10005- 00384	36° 32° 40°	138° 39° 20°	19940401～ 19950331 19950401～ 19960331 19960401～ 19970331	3,547 10,044 6,400	八ツ場ダム 建設工事に 伴う事前調 査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
長野原 一本松	集落跡	縄文時代	住居跡・柱穴列・ 列石・配石・土坑 など	土器・石器	縄文時代中期後葉～後期前 葉を主体とする集落跡で、 棟持柱を持つ掘立柱建物跡 と考えられる柱穴列、列 石・弧状列石を含む配石遺 構などを確認。遺物では仮 称「蛹形」とした垂飾や大 珠などが出土。
		弥生時代		土器片	
		古墳時代		土師器片	
		平安時代	住居跡	須恵器など	
		中・近世	土坑、溝など	陶磁器など	



財團法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第278集

長野原一本松遺跡(1) 本文編（第1分冊）

八ヶ場ダム建設工事に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書第1集

平成14年3月20日印刷
平成14年3月25日発行

編集・発行／財團法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

〒377-8555

群馬県勢多郡北橘村大字下箱田784番地の2

電話 (0279) 5211 (代表)

ホームページアドレス <http://www.gunmaibun.org/>

印刷／朝日印刷工業株式会社